

平成29年度第2回「千葉市農政推進協議会」議事録

1 日 時 平成29年11月22日（水）

午後2時00分から午後4時34分

2 場 所 千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

3 出席者

委員：13名

藤代武治会長 伊藤和彦副会長

伊原茂久委員 鈴木武夫委員 大塚不二男委員

加藤裕市委員 石出博子委員 斎藤昌雄委員

鈴木春美委員 石井和子委員 長崎秀男委員

仲田卓爾委員 小川五郎兵衛委員

事務局：11名

農政部長（植草） 農業委員会事務局長（加瀬）

農政課長（石出） 農地活用推進課長（岡本）

農業経営支援課扱い手育成班主査（吉野）

扱い手育成班（石井） 農政課長補佐（圓城寺）

企画班主査（小檜山） 農地保全班主査（中村）

農地保全班（水野谷） 企画班（鶴岡）

4 議題

- (1) 第3次千葉市農業推進行動計画（案）について
- (2) 千葉市都市農業振興基本計画（案）の策定方針について
- (3) 農用地区域の変更に係る追跡調査について（報告）
- (4) 農用地区域の変更について
- (5) 農業経営改善計画について

5 議事概要

- (1) 事務局が、第3次千葉市農業推進行動計画（案）について説明し、了承された。
- (2) 事務局が、千葉市都市農業振興基本計画（案）の策定方針について説明し、了承された。
- (3) 事務局が、農用地区域の変更に係る追跡調査について報告し、了承された。

- (4) 事務局が、農用地区域の重要変更の申出が6件あったことを報告し、意見聴取の後、一部意見を付すこととし、了承された。
- (5) 事務局が、認定申請者18経営体（新規認定：2経営体、再認定：13経営体、変更：3経営体）の農業経営改善計画について意見聴取を行い、了承された。

6 会議経過

会議は、農政課長補佐の司会進行により行われ、開会に先立って、委員13名の出席を得ているため、千葉市農政推進協議会設置条例第5条第2項の規定に基づき、会議が成立している旨が告げられた。

続いて、議題1から3については、個人情報等が含まれていないため、会議は公開、議事録は公表され、議題4及び5については、個人情報が含まれているため、会議は非公開、議事録は非公表とする旨が告げられた。

藤代会長挨拶、植草農政部長挨拶に続き、藤代会長から、鈴木武夫委員及び石井和子委員の2人を議事録署名人に指名した。

議題1 第3次千葉市農業推進行動計画（案）について

事務局（農政課 小檜山企画班主査）が、第3次千葉市農業推進行動計画（案）について概要説明を行った。

続いて、以下の質疑応答があった。

【加藤委員】 農村地域の振興計画の中に農家レストラン設置とありますけど、具体的にどこか候補地があるのでしょうか。

【石出農政課長】 農村地域に特にこの記載を加えたのは都市計画の付議基準というところで今まで農業振興地域にはできなかつたものをできるようになったというのが一つございます。加えて市の全体的な施策の中で、内陸部を活性化しようという大きな施策がありまして、農村地域にも農家レストランを建てていこう、という事で位置付けました。加藤委員のおっしゃる、具体的にあるかという事ですが相談はいくつかございますが確実性を持った案件は今のところございません。

【小川委員】 数値目標で農家の狩猟免許取得者数を目標10人と掲げているんだけど、うちの方も取らせてもらえますか。花見川区沿いは禁猟区なんですよ。センターの方から、カラスを追って動物公園の所でまとめて200羽ぐらい捕まえるというような話を色々

言われて相当試してやったんだけど、ほとんど効果がないんですよ。そういう感じで進めていくなら空気銃なんかで空砲撃つとかした方が手っ取り早いかなと思うんですけど。

【植草農政部長】 小川委員のおっしゃっている禁猟区の中では、ちょうど今月15日から2月15日まで狩猟期間に入りましたけれども、禁猟区では当然の事ながら猟はできません。そこで銃の使用、銃といっても空気銃ではなくて散弾銃、実弾が入っているものですので、それによる捕獲というのはできないという事になります。我々が今、数値目標に掲げて想定しているエリアというのは緑区の板倉、大椎とか、とにかくイノシシなどの有害鳥獣を対象としての狩猟方法の一つとして考えています。猟友会の方々も年々高齢化していく中で構成メンバーも減っておりますので、そこに若手の方を協議会に加えるにあたって、免許を持っていない方々を原則対象として数値目標を設定しております。千葉市は都市農業を振興している地域ですので、隣接する市原等とは違って銃による捕獲というのは基本的には難しいと考えています。ただ今後、市全体の第3次実施計画にも有害鳥獣対策を強化していくよう位置付けていますし、議会の方からも有害鳥獣対策の強化というような声もかなりあがっております。今後の対策としては地域毎にそれぞれ出没する有害鳥獣の種類毎に一番最適な捕獲、処分を検討する。また、農家の方でも捕獲等不慣れな方も当然いらっしゃいますので、そういう地域毎につくる協議会に捕獲のプロであるアドバイザーを派遣します。まだまだカラス等含めますと、何が完璧な捕獲方法かと色々各自治体も試行錯誤していますので、そういう先進事例も参考に取り入れながら、最適な捕獲方法で有害鳥獣対策をしていきたいと考えております。

【仲田委員】 6ページの関係ですが、4件目の「農政センターの技術指導力の強化」とうたっておりますけども、具体的な取り組み内容、例えば技術者の採用を考えるとか何か方策があったら教えていただきたい。7ページの地産地消の関係でございますけども、我々がピンとこないのが行政側だけでやっているようなくらいが考えられるんですが、前からあった地産地消の委員会。それについては消滅したのかどうか。廃止したのかどうか。それとこれはどのように考えたらいいのか、優良農地の確保と有効利用、ここに値するのかわかりませんけども東部土地改良における河川の不均衡、管理の不均衡についてどんなふうに考えるのか。例えば下流から一級河川から二級河川に変わって二級河川の途中で市

が管理すべきところを土地改良に未だ管理を受けない理由。それと 11 ページの 28 のいづみグリーンビレッジ 3 抛点施設を活用した地域の活性化。これは非常に我々も助かっているんですけども取り組み内容の後半にあります学生による地域おこし事業などを行いますという、この辺について具体的にあれば教えていただきたい。

【植草農政部長】 仲田委員から 4 点ほどいただいた中の 1 つ目。センターの技術指導についてですが、今検討しているのが農政センター全体の活性化、特に機能の強化、充実というところを掲げております。特に最近新聞でもよく目にされる事があると思いますが、例えばドローンの農業活用利用。それから高齢化等に伴う重機材が持てないというような場合に、持ち運ぶ際に着用するパワーアシストスーツ。今後もこういった I C T 系の導入、活用については引き続きセンターの活性化にも繋がるという事でございます。これがリスクが非常に少ない、農家の方にとって有益だという事であれば、今後実証実験から実際に農家の方々への普及、という事も図っていくと考えています。今センターの活性化は取り組みを具体化していこうというところに入ったところでございまして、その辺をご理解いただけたらと思います。

また、年々我々職員も高齢化しております農業職、専門職も次から次へと定年退職していっている状況ですが、一方で農業職、専門職の採用がままならない状況です。そんな中で今、公園緑地部で採用しております造園職、その中でも農業系の大学で農業を専攻してたまたま造園職で採用されている職員もいますので、そういう職員を内部の公園緑地部との職員交流を行いながらセンターに配置して農業の方に力を入れてもらうという事をやっております。行動計画の案に示していますように、それでもまだ更に専門性の高い職種につきましては、専門のアドバイザーを配置しようという事で次年度 30 年度の予算要求を現在しているところです。

それから、グリーンビレッジの学生による地域おこしについて、これは今年の 4 月に富田さとにわ耕園の場をお借りして千葉大の工学部、自然工学課程の学生を中心に実施しまして、まず都市農業交流センターという名前、名称が 3 抛点共付いているわけですけども、非常に長い、覚えづらい、カーナビで検索しても載っていない、だからどこにあるかわからない、という事で、もう少し親しみやすい名称をつけました。学生にそれぞれの地元に入り込ん

で地元の方々と話をしていたので、行事・イベントにも参加してもらつてどういった名前、ニックネームがふさわしいか、この2年で研究をしていただきました。この4月にニックネーム、愛称のお披露目と合わせてその3拠点それぞれの地域をイメージできるようなロゴマークを設定してもらったところです。こういった取り組みを、更に普及させるという事でこの行動計画の中でも学生さん達に地域に入っていただいて色々な行事に参加してもらう。また自らも色々イベントを開催してもらう中でPRして、来場者を増やしていくという取り組み。これを行動計画に位置付けたところです。

【石出農政課長】 2つ目のご質問の地産地消推進協議会ですが、皆さんも忘れてはいるくらいこの協議会を作つて10年が経とうとしています。当初は地産地消という取り組みが始まったばかりという状況で、その会議の内容としましては関係機関による情報を持ち合つてそれぞれ、それを参考にしながら独自展開をして年1回どういう状況だったかと報告し合う状況になりました。

しかしながら農協さんであれ保健体育課であれ我々市であれ、独自の地産地消の事業を進めていく中で、情報の共有というものが事前にできるようになりました。その結果会議を開かずに書面会議というもので済ませていて、いつしかあまり開催されなくなつた、という事で忘れきられている状況です。

この10年を振り返り、見直しの検討を農政課でしております。これは農政課で今推進している、市内産農産物を「見える化」していくこうという取組みの為に、かぶのマークの地産地消推進マーク、シンボルマークというものを作つたんですが、それも貼ってくれる人貼ってくれない人、様々です。これらを含め、見直すチャンスがきており、改めてマークの活用、推進協議会のあり方を、もう1回考え方があるという事だけご理解いただきたいと思います。

最後に、東部土地改良区の管理不均衡についてですが、不勉強で現状、状況というものがわかつておりますので簡単に成り行き等まとめさせていただいて別欄なりこの協議会を通じてご報告させていただきたいと思います。

【石井委員】 7ページの13、食品表示法に関する事ですが、食品表示の義務化という事が迫つているんですが、市としては食品表示法に関する相談窓口はどういったところにいくんでしょうか。

【石出農政課長】 食品表示法に係る表示の適正化(品質事項)とあります。食品表示法には大きく分けて品質事項と衛生事項と保健事項と3つございます。

品質事項以外の2項目は保健所が担当しております。品質事項って何だ、という事になりますが、スーパーや八百屋さんで売る野菜、果物等の産地なり名称なり、加工品についてはその構成している原材料部分の表示等を正しく表示されているか、というところを監視、そして悪い物は改善命令を出す、という業務でございます。したがいまして業者からの相談というのが主になってきます。消費者が買ってみたが、内容がおかしいよ。というお電話なり連絡も承って、その確認なり回答なりをしているところでございます。

【石井委員】 それは保健所ですか。

【植草農政部長】 今、農政課長が申し上げましたように、それぞれ所管はしております。保健所なり我々農政部農政課なり。うちの方にもそういった監視・巡回指導する職員を配置しております。いずれの場所に相談があっても例えば消費者相談であれば弁天松波にあります消費生活センター、そちらにも相談に来る人あるいは電話等で相談される人もおります。ただ、我々府内ですのとそれぞれ横の連絡を取っております。国の消費生活センターですとかFAMICという専門機関がございますのでそういったところ、あるいは昨年4月に県から移譲されてきた食品表示事務ですが、県等とも連携をとっておりますので何処にどういった相談がきて必ず情報は共有できる。また我々のところにきても当然情報を流す、という連携体制をとっているという事でご安心いただけたらと思います。

【石井委員】 農業事務所の方ですね。

【植草農政部長】 農業事務所というよりは、県は市場町の県庁の建物の方に大体問い合わせがきているんですが、そこも県の方は県の方で県下全体的に、これは我々政令市という事で移譲されているんですが、それ以外は県の所管ですのでそこは県の中同士での情報共有を図っておりますのでご安心いただけたらと思います。

続いて、藤代会長が議事に諮り、反対意見なく了承された。

議題2 千葉市都市農業振興基本計画（案）の策定方針について

事務局(農政課 小檜山企画班主査)が、千葉市都市農業振興基本計画（案）の策定方針の概要説明を行った。

続いて、以下の質疑応答があった。

【伊藤副会長】 生産緑地の面積はどれくらいあるんですか。千葉市は。

【石出農政課長】 100haです。

【伊藤副会長】 多いですね。

【石出農政課長】 箇所数でいうと約450です。

【植草農政部長】 現在は下限面積500m²という縛りがございます。

【藤代会長】 一つ、私の方から5の計画の構成という中で平成34年度に起こると懸念されている生産緑地の一斉解除とありますけども平成34年には生産緑地として認めないというような意味ですか。

【石出農政課長】 それは違いまして、生産緑地制度が始まったのが平成4年になります。30年の継続が固定資産税の猶予、その最終期限が34年になります。その30年を過ぎる生産緑地の持ち主はそこで生産緑地をそのまま維持せず、簡単に言えば手放すなりの行動に移る事もできる、という状況が34年です。それを一斉解除というような表現になるのですが、そういう状況が34年には生まれてくると予測されます。

【鈴木(武)委員】 生産緑地というのは指定しないと固定資産税の減免ができないのですか。勝手に農地にして持っていても駄目という事ですか。固定資産税の減免について。

【石出農政課長】 宅地並みの課税は取られます。

【鈴木(武)委員】 生産緑地に指定してもらわないといふ農地になっていても駄目だという事ですか。

【石出農政課長】 平成4年に制度ができたときの状況では、本来宅地化すべき土地を、都市に農地として残し、宅地並み課税は免除され、営農することが可能になり、ですが、公共の用に供する場合とかそういった場合にも使いますよというのを主目的に動いてきたんです。昨今の住宅状況なり、土地の利用性とか、都市環境の保全とか、冒頭に言いましたとおり、都市の農地も「守るべきもの」として、位置付けが変わりました。そういう背景もありますて、34年で切れるわけではなくて、30年間行ってきた人がまだ続けたい

という場合は、10年を区切りに再度延長できるような仕組みを国が考えています。そこで固定資産税の猶予なり納税猶予が発生する事が懸念される人は納税猶予を申出るような仕組みになろうかと思います。

【鈴木(武)委員】 では、新たに生産緑地にしてもらいたいというのも可能なんですか。

【石出農政課長】 30年経過した人はプラス10年できるんですが、新たに生産緑地に指定する場合はやはり30年、生涯営農、そういう流れになります。

【鈴木(武)委員】 指定してもらうのはどこでやってくれるんですか。

【石出農政課長】 都市計画課です。

【小川委員】 では、追加は30年という事ですか。あと4年過ぎて市街化の中の農地を追加してもらうためには30年という事ですか。

【石出農政課長】 今まで、ずっと生産緑地を指定されていた方は10年の延期ができる。それが終わりそうになったらまた10年延期ができる、と言う事です。

【小川委員】 指定を受けてないところも指定を受けたいと思ったらどうなるんですか。

【石出農政課長】 最初は30年です。

【小川委員】 30年ですか。分かりました。

【石出農政課長】 これも議論の最中というところでして、12月の税制改正もありますので、貸し借りもできるようになるという新聞報道もあります。様相は変わってきますので我々も中身を精査して、情報を伝えていきたいと考えております。

続いて、藤代会長が議事に諮り、反対意見なく了承された。

議題3 農用地区域の変更に係る追跡調査について（報告）

事務局(農政課 中村農地保全班主査)が、農用地区域の変更に係る追跡調査について、報告を行った。

引き続き、以下の質疑が行われた。

【加藤委員】 6番の開発行為の廃止ですが、まだ協議中という事

ですが、期限はないんですか。いつまでもずっと協議していくといいんですか。

【中村農地保全班主査】 期限というものはございませんが、市としては除外目的があつて除外していますので引き続き目的どおり行うよう申出者にはお願ひしております。このまま目的どおり行っていない場合は、県等はもう一度農用地区域に編入してくださいという指導もありますので、最終的にはそういう話をせざるを得ないと思っております。

【加藤委員】 そうですか。

【伊原委員】 長作町は調整区域で駅から 1 km 圏内でもないと思うんですが、どうして宅地開発できるんですか。

【中村農地保全班主査】 J R の幕張や京成幕張からは 1 km 圏を超えておりますが、京成線の実穂駅から 1 km 圏内という事になります。

【伊原委員】 実穂駅ですね。わかりました。

続いて、藤代会長が議事に諮り、反対意見なく了承された。

議題 4 及び議題 5 に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第 7 条第 2 号に規定する情報（個人情報）が含まれているので、公表しておりません。

問い合わせ先
千葉市経済農政局農政部農政課
電話 043-245-5757